

茨城調査時報

No.14

目 次

茨城県農村経済力測定調査(その1).....	1
12月末現在の本県の人口は?	4
学校基本調査結果(4)	5
毎月勤労統計調査結果表	13
本県の生産動態統計調査の概況.....	18
地方事務所調査課長の異動.....	21
近 着 書 目 録.....	22

1954.2

茨城県農村経済力測定調査 (その1)

(昭和28年7月分)

調査課 縣勢調査係

ま え が き

本県就業者の68%を占める農民がどのような生活を営み、本県の重要な産業の一つである農業がどのように経営されているかを知ることは農民一般にとつても大きな関心事でなければならぬ。更に本県農業の実態を明確には握ることは農業諸施策を講ずる上からも不可欠の要件である。従来本県においては耕地、ならびに作物収穫についてはある程度満足出来る資料をそなえているの

であるが、農業の実態を経済面からつかんだ資料は皆無の状態である。このため本調査は昭和28年7月から一年間にわたつて行われているものでありここに公表するのは7月分である。

この結果を利用される方の便を計つて今回は調査の概要をも説明し、次回からは「今月の動向」として結果を述べるつもりである。

— 調査の概要 —

統計調査を正確に行うには調査客体を一つのこらず調べるのが最良の方法なのである。しかし、この種調査のように毎日、毎日の現金、現物の出し入れを記入していたゞく調査にあつては、全県21万の農家に依頼することは不可能なことである。従つてこゝに標本調査の形式をとらなければならぬのであるが、この調査に使用した調査の標本選定方法は比例抽出法に基いて行つたものである。

1 標本選定要領

A 調査町村の選定

- イ 比例抽出法の条件として調査対象となる集計集団を若干の属性に分類する必要があるのでまず本県を、地勢、気象、ならびに農業経営の特殊性から総合開発の五地区、すなはち、多賀地区(市町村数16)久慈地区(市町村数47)、那珂地区(市町村数59)霞ヶ浦地区(市町村数123)、常総地区(市町村数121)に分けた。

- ロ 次にこれらの市町村を下の耕地率(耕地面積÷総面積)によつて4通りに分けた。

耕地率	30%未満	30~50%	50~70%	70%以上
呼 称	山間部	準山間部	準平坦部	平坦部
符 号	1	2	3	4

- ハ 更に水田率(田面積÷耕地面積)によつて3通りにつまり一地区内を12通りに分けたわけである。

水田率	80%以上	50~80%	50%未満
呼 称	田 作	田作兼畑作	畑 作
符 号	1	2	3

- ニ これらを一括して表にあらわせば

耕地率	水田率	多賀地区	久慈地区	那珂地区	霞ヶ浦地区	常総地区	計
1	1	—	1	—	—	1	2
1	2	12	12	5	19	—	48
1	3	3	13	16	10	3	45
2	1	—	—	—	6	—	6
2	2	1	4	4	26	7	42
2	3	—	6	24	43	36	109
3	1	—	1	—	3	—	4
3	2	—	5	3	9	30	47
3	3	—	5	6	6	28	45
4	1	—	—	—	—	4	4
4	2	—	—	—	—	5	5
4	3	—	—	1	1	7	9
合 計		16	47	59	123	121	366

これらの市町村の分類はカード法によつた。

- ホ これら耕地率、水田率に分つたものから比例により、1,2から2町村、2,3から1町村、2,2から2町村、2,3から4町村、3,2から2町村、3,3から2町村、4,3から1町村、計14町村を各郡に1町村あて抽出した。これが次の二つの表である。

地区名	割合	抽出町村数	町村群の所属する郡名
多賀地区	366分の16	4.3	1 多賀
久慈〃	366分の47	13.0	2 那珂、久慈
那珂〃	366分の59	16.0	2 東茨城、西茨城
霞ヶ浦〃	366分の123	33.7	5 鹿島、行方、稲敷、新治、筑波
常総〃	366分の121	33.0	4 真壁、結城、猿島、北相馬
計	366分の366	100.0	14

耕地率、水田率	町村数	割合	抽出する町村数	抽出する町村群の所属する郡名
1.1	2	2.2	—	
1.2	48	50.5	2	多賀、行方
1.3	45	47.3	1	鹿島
計	(95)	(25.8)	(3)	

耕地率、 水田率	町村数	割合	抽出する 町村数	抽出する町村群 の所属する郡名
2.1	6	4.9	—	
2.2	42	26.5	2	稲敷、筑波
2.3	109	69.6	4	那珂、西茨城、 新治、北相馬
計	(157)	(43.0)	(6)	
3.1	4	4.3	—	
3.2	47	48.9	2	久慈、真壁
3.3	45	46.8	2	東茨城、猿島
計	(96)	(26.1)	(4)	
4.1	4	22.3	—	
4.2	5	27.7	—	
4.3	9	50.0	1	結城
計	(18)	(5.1)	(1)	
合計	366	100.0	14	

B 調査農家の選定

イ 比例抽出法の第二段階として、既成の資料から統計集団の各階級別の構成比に一致するように標本の各階級別割当数を定めなければならないので、経営耕地面積5階層別に標本の構成比が母集団の構成比に一致するように選定しなければならないのであるが、本調査においては広く各階層の経済内容を知らうとする欲望から各階層あて一戸、残りを比例抽出法に従ったので実際の平均経営耕地面積より若干上廻る結果を生じたのである。亦各郡の事務量を勘案して7戸あてとしたので、町村毎の比例には若干の差違を生じたが、これは別に結果には何ら影響のないことなのである。

これが次表である。

地区名	郡名	町村名	経営耕地面積広狭別農家数					
			5反 未満	5反～ 1町	1町～ 1.5町	1.5町～ 2町	2町 以上	計
多賀地区	多賀郡	櫛形村	2	2	1	1	1	7
久慈地区	久慈郡	佐竹	2	2	1	1	1	7
	那珂郡	大賀	2	2	2	1	—	7
那珂地区	東茨城	飯富	2	2	1	1	1	7
	西茨城	安戸町	2	2	1	1	1	7
霞ヶ浦地区	行方	香澄村	2	2	1	1	1	7
	筑波	小田	1	2	2	1	1	7
	稲敷	古渡	2	2	1	1	1	7
	新治	栗原	1	2	2	1	1	7
常総地区	鹿島	鹿島町	2	2	1	1	1	7
	北相馬	稲戸井村	2	1	2	1	1	7
	真壁	五所	1	2	1	2	1	7
	結城	長田	1	2	2	1	1	7
		長蚕	2	1	2	1	1	7
抽出町村計			24	26	20	15	13	98

統計表を利用するための

1、調査の目的

この調査は現下県政策の基本資料たらしめる目的で農家の経済面から農業経済の構成を調査し本県農業経済の特質を明らかにし、この資料にもとづいて農業界

民所得の推計分析と農家経済の取引の対象となる諸商品の交換、支払価値をも併せて知らうとするものである。

2、調査の期間

昭和28年7月1日から昭和29年6月30日まで

3、調査の範囲

県内を総合開発の5地区に分ち、更に耕地率、水田率により細分類したもののうちから各郡1町村、1町村当り7戸、計98戸の農家を抽出調査する。

4、調査事項

(1) 日計簿

- イ 現金収支
- ロ 生産現物家計仕向
- ハ 現物外部取引
- ニ 掛取引

(2) 現物日誌

- イ 現物収支

(3) 原簿

- イ 土地
- ロ 建物
- ハ 農機具
- ニ 植物
- ホ 動物
- ヘ 未処分生産物
- ト 購入現物

チ 現金
リ 準現金
ヌ 負債

但し、原簿についての各調査事項は年の総決算において減価償却又は財産の増減として判明することなので今回のものには載っていない。

5、この調査がとつている約束

俸給生活者は自己の労働又は技術を販売することにより生活するものであるのに対し、農民それ自体は生産手段を有し、資本を投下することにより生活を

営んでおるものであるので農家の経済面に関する調査は俸給生活者の生計費調査と異り、収入は一方ではなく、また支出面においても単に現金支出ばかりでなく自家生産現物を自家で消費するものなのでこれらもすべて生産者価額又は農家軒先価額で評価しなければならない手数があるわけである。

従つて今度の調査については自家生産現物の自家消費は、米にあつては10月まで旧生産者価額7,550円で換算してもらい、11月分からは新生産者価額8,220円で換算しているわけである。実はこれも新米、旧米によつて異つた生産者価額で評価してもらうのが至当なのであるが、実際面には技術的に不可能なことであるので一応期限でくぎりをつけたわけである。その他農産物については調査課で行つている茨城県農村物価賃銀調査の各郡の平均値をもつて換算した。

その他、この調査で特別に取り扱つた原則は、

(1) 農家選定についての条件

- イ 土地を耕作する農家であること
- ロ 地帯の特殊性を代表するにあまりへだたりのある農家でないもの—たとえば、水田率の多い地帯で選ばれたもので全耕地を畑として利用するようなもの。
- ハ ある程度、農業簿記に理解と記入能力のある農家であること。

ニ 世帯が混雑して農家経済の区分が困難でないもの。

(2) 取引、その他についての原則

イ 取引はすべて発生主義によらず現金主義で取引扱つたこと、

他の経済統計の取引過程と異り、現金、現物の交換過程で調査する方法を採用した。ということは掛売りのような場合、品物を相手方に渡してもその時は記入せず、入金があつた場合にはじめて記入する方法をとつた。たゞし例外として農業協同組合の口座に振り替えられる取引については売買取引と現金取引の二つの現金取引にわけて取り扱つた。

ロ 農業、兼業、家計を引くため一つの家計単位とする。但し分解計算も可能な方法をとる。

農民は自分が経営している農業に対して労働を提供するばかりでなく、土地、建物、家畜、農機具等の価額に相当する資本を投下している。そして農民はこれらに対する報酬として、現金による収入の外に、自家生産物を現物のまゝ受取り、家計用に消費している。この点が一般消費世帯の場合とは異つているのである。しかし農家の経営する農業、兼業を他の産業と比較しようとするれば、農業には農業の、兼業には兼業としての独自の会計単位をもうけてそれぞれの純収益を計算し、その由つて来るところを突明しなければならぬ。又農家の生活と、勤労世帯の生活を比較しようとするれば、自己の提供した労働力に対する報酬を収入とし、その労働力を再生産するための費用(家計費)を支出とする一つの会計単位(かりに家計と称する)を設ける必要がある。つまり農家経済を農業、兼業、家計の三つの会計単位に分解して観察しなければならないの

であるが、農家の現状ではこれを厳密に行うことは不可能である。そこでこの調査では原則として農業、兼業、家計を引くため一つの会計単位とし、可能な範囲で分解計算も出来る仕組をとつた。

ハ 農産、養畜、養蚕及び自家生産の農産加工は農業に含め、林業は農業以外とみなしたこと。

ニ 自家生産物については交換完了の時期を価値実現の時期とする。

これは自家生産物が現金、あるいは現物と交換され、その交換が完了したときにはじめて収入として計上されるという意味である。従つてそれが生産された時には収入として計上されない。

ホ 家計用に消費した自家生産物はそれを評価して事業収入に加算する。

これが一般消費世帯の家計費と異つて農家経済の複雑な面の一端なのであり、評価は米は生産者価額、その他は茨城県農村物価賃銀調査によつた。

ヘ 中間生産物は調査しない。

こゝで中間生産物というのは、事業用の生産物として消費された自家生産物で、たとえば、俵、カマス、むしろの原材料である糶、自家製味噌、醤油、の原材料である大豆、米、漬物の野菜類等である。従つて俵、カマス、むしろ、味噌、醤油、漬物等の取り扱い方は、これが製品になる過程においては全然記入せず、これを消費する際にはじめて記入するのである。これは生計費調査を行うためと、家計の財産を無視する原則からである。以上の外農家財産に関する調査簿である原簿については調査が完了してみないと増減形態はつかみ得ないので原簿についての記入上の約束事項は最終報告の際に記載することにする。

6. 用語の解説

他の統計調査と異り、聞なれない用語が数多く出て来るので利用される方に便ならしめる為に解説を付記する

(1) 世帯員の構成

イ 家族以外の員数とは世帯員(こゝでいう世帯員は常住世帯員をさす)中で家事使用人、まかない付同居人のように家計を共にしているもの、

ロ 農業従事者とは年間を通じて60日以上農業に従事している人をさす。

(2) 経営地の構成

イ 経営地の構成の区分は1,950年世界農業センサスにならぬ様式を統一した。

(3) 農業収入及び以下の表について

イ 現金の欄には現金取引の外、替為、小切手の取引も含めて記入してある。

ロ 内供出は現金の内書きである。

ハ 外部支払現物価額の欄には現金の伴わない部外

取引、すなわち現物と現物の交換の場合(物交)、労賃として現物で支払つたり、受取つたりした場合(現物賃銀、賃借料、その他料金として現物を支払つたり受取つたりした場合(現物料金)、または農地制度改革後にほとんどなくなつてはいるが物納で小作料を支払つたり、受取つたりした場合(現物小作料)その他現金でなしに現物で行つた取引の一切が記入してある。また取引の形式をとらないで他から無償で種子や農具の交付をうけたり、贈答品、香典等を貰つたりした場合(被贈現物)等が記入してある。

二 生産現物 家計仕向額の欄には自家で生産された農産物、畜産物、林産物その他の現物及び自家加工品(自家製味噌、醤油、漬物等)を直接自家で使うために仕向けたり、または他に贈与した場合について記入してあるので、自家生産物でなければ購入や物交で得たものがたとえ自家生産物と同じ種類のものであつても、こゝには記入していない。

7、統計表の構成

統計表をみられる際にはこの統計表がどのような構成からなつてはいるものかを知ることは表を利用する上からも非常に重要なことの一つであるので概要を述べれば、

(1) 農家経済の収入は農業収入(1)と農業以外の収入(3)の二つでとることが出来る。

(2) 同様に支出は農業支出(2)、農業以外の支出(4)、租税公課(5)、家計支出(6)の四つでとることが出来る。

(3) 農業収入(1)では耕種、養蚕、養畜の一つ以上営むものが農業である定義から、耕種、養蚕、養畜による収入を農業収入とした。

(4) 農業支出では農業を営んでいるために必要な経費を一括計上するようにした。

(5) 農業以外の収入(3)では兼業又は副業による収入を

農外事業収入、労賃及び財産利用収入、その他の収入にわけ、それぞれに小計を付し一括した。

(6) 農業以外の支出(4)では農外事業収入に伴う支出を一括した。

(7) 租税公課(5)では農業のための税金、兼業のための税金、財産のための税金を一括して計上した。このことは5この調査がとつている約束(2)取引その他についての原則の口で述べたとおり農業、兼業、家計を引つくるめて一つの会計単位としたのでこゝに一括したわけである。

(8) 家計支出(6)では一般消費世帯と同様、労働の再生産のための費用を支出とする一つの単位である家計費とし、一般消費世帯のそれと対象を容易ならしめるために飲食費(食料費)、被服費、家計光熱費、住居費、保健衛生費、交通々信費、学校教育費、修養娯楽費、家計雑費、臨時費、記入洩れとし、特にエンゲル係数(一般に食料費÷総家計支出)算出に便なるように、飲食費欄に小計を付した。

(9) 財産的収入(7)、及び財産的支出(8)は他の収入、支出とは別個なものであるので別掲した。

(10) 総括計算では以上の各項目ごとの収入、支出を総括して計上した表であり、表側のいくつかの算式はこれを算出する手順を記したものである。この表ではあくまで農家の收支差引に眼目をおいて作成したものであるので農業所得、又は農家所得を算出する際は次式を参照されたい。

イ 農業所得＝農業収入－農業支出

ロ 農家所得＝(農業収入＋農業以外の収入)－(農業支出＋農業以外の支出)

又は＝(農業収入－農業支出)＋(農業以外の収入－農業以外の支出)

人 口

12月末現在の本県の人口は？

毎月人口世帯移動調査結果から

調査課人口調査係調

毎月人口帯移動調査11月との比較

区 分 月 別	世帯数	世 帯 数			移 動 内 訳							
		総 数	男	女	県 外		県 内		出生	死亡	引揚及 び復員	そ の 他
				転入	転出	転入	転出					
11 月	380,975	2,058,692	1,001,862	1,056,830	4,328	4,993	5,859	5,345	3,204	1,490	—	△ 193
12 月	381,116	2,059,893	1,003,026	1,056,867	3,687	4,841	4,364	4,514	3,666	1,602	7	△ 434
増 減	141	1,201	1,164	37	△ 641	△ 152	△ 1,495	△ 831	462	112	7	△ 241

※ △印は減

學 事

學

校

基

本

昭和 2 8. 5. 1 現在

17 小中学校学級数別学校数

区 別		總 数	單 級	学級数									
学校別				1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
小 學	校	650	3	12	52	41	29	10	134	27	20	17	39
	公 立	649	2	12	52	41	29	10	134	27	20	17	39
	本 市	537	—	—	4	16	8	7	133	27	20	17	39
	町	27	—	—	—	—	—	—	1	—	—	—	—
	村	84	—	—	—	2	2	—	9	—	—	—	2
	組 合	425	—	—	4	14	6	7	123	27	20	17	37
	分 立	1	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	立	112	2	12	48	25	21	3	1	—	—	—	—
	立	2	—	—	—	2	—	—	—	—	—	—	—
	立	17	—	1	6	4	5	1	—	—	—	—	—
	立	93	2	11	42	19	16	2	1	—	—	—	—
	立	1	1	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	中 學	校	364	4	2	3	18	16	25	138	32	24	39
公 立		360	4	—	2	18	16	25	138	31	24	39	11
本 市		356	3	—	1	17	16	24	138	31	24	39	11
町		13	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1	—
村		50	—	—	—	—	—	—	4	3	3	10	6
組 合		274	3	—	1	17	16	24	131	28	17	27	5
分 立		19	—	—	—	—	—	—	3	—	4	1	—
立		4	1	—	1	1	—	—	1	—	—	—	—
立		4	1	—	1	1	—	—	1	—	—	—	—
立		4	—	2	1	—	—	—	—	1	—	—	—

18 小中学校在学者数別学校数

区 別		總 数	在学者数								
学校別			1~50	51~100	101~200	201~300	301~400	401~500	501~600	601~700	701~800
小 學	校	650	30	65	97	105	95	78	48	34	26
	公 立	649	29	65	97	105	95	78	48	34	26
	本 市	537	2	12	67	103	95	78	48	34	26
	町	27	—	—	1	—	—	2	1	1	2
	村	84	—	2	6	5	4	7	5	5	8
	組 合	425	2	10	60	98	91	69	42	28	16
	分 立	1	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	立	112	27	53	30	2	—	—	—	—	—
	立	2	—	2	—	—	—	—	—	—	—
	立	17	2	9	5	1	—	—	—	—	—
	立	93	25	42	25	1	—	—	—	—	—
	立	1	1	—	—	—	—	—	—	—	—
	中 學	校	364	7	5	67	121	75	36	9	10
公 立		360	4	5	67	121	74	36	9	10	9
本 市		356	3	4	65	121	74	36	9	10	9
町		13	—	—	—	—	1	—	1	2	—
村		50	—	—	—	—	4	7	1	4	7
組 合		274	3	4	65	114	61	21	3	2	1
分 立		19	—	—	—	3	5	1	4	2	1
立		4	1	1	2	—	—	—	—	—	—
立		4	1	1	2	—	—	—	—	—	—
立		4	3	—	—	—	1	—	—	—	—

19 郡市別公立小中学校在学者數別学校数

区 別			總 数	1~50	51~100	101~200	201~300	301~400	401~500	501~600	601~700	701 ~800
郡市別												
小	學	校	649	29	65	97	105	95	78	48	34	26
水	戸	市	9	—	2	—	—	—	—	—	—	1
日	立	市	7	—	—	—	—	—	—	—	1	—
土	浦	市	10	—	—	1	—	—	2	1	—	1
古	河	市	3	—	—	—	—	—	—	—	—	—
東	茨	城	51	2	5	6	8	8	7	5	2	3
西	城	郡	36	1	5	13	3	1	4	2	1	2
那	珂	郡	60	—	7	10	12	8	6	2	7	1
久	慈	郡	72	13	8	13	12	9	11	2	1	—
多	賀	郡	36	3	7	3	—	3	4	2	2	2
鹿	島	郡	42	—	1	5	14	6	5	2	4	3
行	方	郡	35	—	3	8	7	10	3	1	1	—
稻	敷	郡	51	2	5	5	16	7	7	3	4	—
新	治	郡	53	3	4	12	9	12	9	2	—	—
筑	波	郡	37	—	2	7	5	11	7	1	—	3
真	壁	郡	42	2	7	1	1	4	5	9	6	1
結	城	郡	33	—	2	3	1	6	5	8	—	4
猿	島	郡	44	2	7	7	4	4	1	7	5	4
北	相	馬	28	1	—	3	13	6	2	1	—	1
中	學	校	360	4	5	67	121	74	36	9	10	9
水	戸	市	4	—	—	—	—	1	—	—	—	—
日	立	市	4	—	—	—	—	—	—	—	1	—
土	浦	市	4	—	—	—	—	—	—	1	1	—
古	河	市	1	—	—	—	—	—	—	—	—	—
東	茨	城	31	—	—	6	12	6	4	1	—	—
西	城	郡	14	—	—	—	3	4	2	1	—	3
那	珂	郡	32	—	—	4	15	5	4	—	—	2
久	慈	郡	34	—	—	6	16	9	—	—	—	3
多	賀	郡	20	4	3	1	2	—	3	1	1	1
鹿	島	郡	23	—	—	5	4	6	7	—	—	—
行	方	郡	21	—	1	8	8	3	1	—	—	—
稻	敷	郡	34	—	—	15	11	5	1	1	—	—
新	治	郡	31	—	1	8	16	4	—	—	—	—
筑	波	郡	18	—	—	4	2	7	4	—	1	—
真	壁	郡	30	—	—	2	16	5	3	1	2	—
結	城	郡	26	—	—	5	10	5	4	—	1	—
猿	島	郡	22	—	—	1	2	13	3	—	2	—
北	相	馬	11	—	—	2	4	1	—	3	—	—

20 高等学校幼稚園在学者数別学校数

区 別 学校別	総 数	1	101	201	301	401	501	601	701	801	901	1,001
		～100	～200	～300	～400	～500	～600	～700	～800	～900	～1,000	～1,300
高 等 學 校	97	8	16	13	9	9	4	10	11	3	3	11
公 立	87	7	14	11	9	8	4	10	10	3	3	8
本 校	82	6	10	11	9	8	4	10	10	3	3	8
通 常	51	—	1	3	1	8	4	10	10	3	3	8
定 時 制	31	6	9	8	8	—	—	—	—	—	—	—
分 校	5	1	4	—	—	—	—	—	—	—	—	—
定 時 制	5	1	4	—	—	—	—	—	—	—	—	—
私 立	10	1	2	2	—	1	—	—	1	—	—	3
通 常	10	1	2	2	—	1	—	—	1	—	—	3
幼 稚 園	37	16	15	5	1	—	—	—	—	—	—	—
公 立	13	2	6	4	1	—	—	—	—	—	—	—
私 立	24	14	9	1	—	—	—	—	—	—	—	—

註 高等学校の学校数は延べである。

21 一学級當り在学者数別学校数

区 別 学校別	総 数	1～20	21～25	26～30	31～35	36～40	41～45	46～50	51～55	56 人 以 上
		小 学 校	650	10	36	62	56	159	143	136
公 立	649	9	36	62	56	159	143	136	45	3
本 校	537	1	18	36	41	138	129	129	42	3
市 町 村	27	—	—	1	—	—	3	10	11	2
組 合	84	—	—	4	6	9	8	4	15	1
分 校	425	1	18	31	35	129	118	77	16	—
市 町 村	1	—	—	—	—	—	—	1	—	—
私 立	112	8	18	26	15	21	14	7	3	—
市 町 村	2	—	1	1	—	—	—	—	—	—
私 立	17	—	5	5	2	1	1	2	1	—
組 合	93	8	12	20	13	20	13	5	2	—
分 校	1	1	—	—	—	—	—	—	—	—
中 學 校	364	1	4	3	29	66	95	111	53	2
公 立	360	—	4	2	29	66	94	110	53	2
本 校	356	—	3	2	27	65	94	110	53	2
市 町 村	13	—	—	—	—	—	1	3	8	1
組 合	50	—	—	—	—	—	11	25	13	1
分 校	274	—	3	2	27	63	76	73	30	—
市 町 村	19	—	—	—	—	2	6	9	2	—
私 立	4	—	1	—	2	1	—	—	—	—
組 合	4	—	1	—	2	1	—	—	—	—
分 校	4	1	—	1	—	—	1	1	—	—
幼 稚 園	37	3	4	2	5	5	4	4	6	4
公 立	13	—	—	—	—	—	2	3	1	3
私 立	24	3	4	2	5	3	1	3	2	1

22 学級数本務教員数と在学者数との関係

区 別		学 級 数	本務教員数	在 学 者 数	一学級当り平均 在 学 者 数	教員一人当り 平均在学者数
郡市別						
小 学 校		6,406	7,559	275,881	43	36
公 立		6,405	7,557	275,874	43	37
水戸市	戸立市	213	241	10,261	48	43
土古市	浦河市	178	200	8,779	49	44
		181	206	9,089	50	44
		88	97	4,569	52	47
東西郡	茨城郡	482	572	20,968	44	37
那久郡	茨城郡	323	382	13,258	41	35
	河慈郡	592	706	25,039	42	35
		524	633	19,818	38	31
多鹿郡	賀島郡	439	512	19,591	45	38
行稲郡	方敷郡	399	476	17,121	43	36
		275	337	10,827	39	32
		440	526	18,856	43	36
新筑真	治波郡	431	521	17,115	40	33
	壁郡	323	392	13,050	40	33
		488	558	22,228	46	40
結猿北	城島郡	419	483	18,461	44	38
	相馬郡	392	453	17,564	45	39
		218	262	9,280	43	35
私 立		1	2	7	2	7
中 学 校		2,885	4,134	131,529	46	32
公 立		2,874	4,118	131,075	46	32
水戸市	戸立市	93	126	4,676	50	37
土古市	浦河市	75	95	4,044	54	43
		73	94	3,728	51	40
		37	49	1,973	53	40
東西郡	茨城郡	227	327	10,133	31	31
那久郡	茨城郡	136	189	6,532	48	35
	河慈郡	261	369	11,776	45	32
		235	345	10,289	44	30
多鹿郡	賀島郡	194	274	9,447	49	34
行稲郡	方敷郡	174	247	7,962	46	32
		122	188	5,060	41	27
		201	315	8,605	43	27
新筑真	治波郡	193	296	8,397	44	28
	壁郡	143	208	6,122	43	29
		235	335	10,627	45	32
結猿北	城島郡	201	290	8,930	44	31
	相馬郡	177	240	8,505	48	35
		97	131	4,269	44	33
私 立		11	16	454	41	28

註 本務教員数は学校に在籍する教員のうち学校以外に勤務する者及び休職者を差引いた数で、実際に授業に携っている教員数である。

23 学令兒童生徒数

区 別 郡市別	学 令 児 童										
	總 数			6 才		7 才		8 才		9 才	
	計	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女
總 数	274,007	139,121	134,886	24,798	23,835	17,737	17,293	22,198	21,395	25,339	24,889
市 部	32,412	16,435	15,977	2,767	2,724	2,107	2,036	2,644	2,575	2,986	2,941
郡 部	241,595	122,686	118,909	22,031	21,111	15,630	15,207	19,554	18,820	22,353	21,948
水 戸 市	10,212	5,104	5,108	831	819	620	637	845	831	918	951
日 立 市	8,699	4,467	4,232	687	644	609	537	691	696	817	792
土 浦 市	8,936	4,546	4,390	837	847	592	591	728	697	815	769
古 河 市	4,565	2,318	2,247	412	414	286	321	380	351	436	429
東 茨 城 郡	20,760	10,594	10,166	1,868	1,709	1,387	1,350	1,718	1,592	1,941	1,872
西 茨 城 郡	13,236	6,701	6,535	1,095	1,123	839	846	1,105	980	1,244	1,249
那 珂 郡	24,978	12,705	12,273	2,096	2,001	1,674	1,697	2,056	2,064	2,326	2,226
久 慈 郡	19,609	10,070	9,539	1,547	1,505	1,331	1,214	1,682	1,592	1,886	1,778
多 賀 郡	19,363	9,811	9,552	1,573	1,460	1,310	1,228	1,549	1,569	1,831	1,810
鹿 島 郡	16,981	8,650	8,331	1,745	1,627	1,105	1,055	1,377	1,347	1,437	1,512
行 方 郡	10,712	5,450	5,262	1,056	1,023	674	628	832	855	1,016	911
稻 敷 郡	18,743	9,484	9,259	1,891	1,833	1,183	1,132	1,467	1,435	1,699	1,635
新 治 郡	17,068	8,571	8,497	1,524	1,540	1,026	1,011	1,397	1,276	1,509	1,633
筑 波 郡	13,025	6,650	6,375	1,183	1,174	824	809	1,045	1,015	1,182	1,167
真 壁 郡	21,978	11,093	10,885	2,059	1,921	1,314	1,348	1,765	1,652	2,045	2,085
結 城 郡	18,383	9,366	9,017	1,742	1,678	1,242	1,210	1,413	1,374	1,812	1,667
猿 島 郡	17,482	8,881	8,601	1,783	1,640	1,093	1,105	1,382	1,315	1,582	1,576
北 相 馬 郡	9,277	4,660	4,617	869	877	620	575	766	754	843	827
就 学 免 除 (再掲)	108	58	50	10	14	8	5	6	7	13	9
市 部	4	4	—	2	—	—	—	—	—	—	—
郡 部	104	54	50	8	14	8	5	6	7	13	9
就 学 猶 予 (再掲)	408	214	194	127	124	32	21	22	13	14	13
市 部	50	27	23	14	20	7	2	5	—	—	1
郡 部	358	187	171	113	104	25	19	17	13	14	12
教 護 院 又 は 少 年 院 に あ る 者 (再 掲)	23	15	8	—	—	—	—	1	1	4	1
市 部	7	4	3	—	—	—	—	—	—	1	—
郡 部	16	11	5	—	—	—	—	1	1	3	1
昭 和 27 年 度 間 の 死 者 数 (27.4.1 現 在 満 年 令)	227	116	111	21	18	23	23	25	25	21	16
市 部	22	11	11	2	1	3	4	2	1	3	2
郡 部	205	105	100	19	17	20	19	23	24	18	14

童				学 令 生 徒								
10 才		11 才		總 数			12 才		13 才		14 才	
男	女	男	女	計	男	女	男	女	男	女	男	女
24,064	23,212	24,985	24,262	131,252	66,256	64,996	24,709	24,019	21,347	21,239	20,200	19,738
2,919	2,752	3,012	2,899	14,343	7,343	7,000	2,831	2,671	2,412	2,269	2,100	2,060
21,145	20,460	21,973	21,363	116,909	58,913	57,996	21,878	21,348	18,935	18,970	18,100	17,678
932	916	958	954	4,626	2,398	2,228	924	832	783	714	691	682
804	746	859	817	4,000	2,044	1,956	790	743	668	636	586	577
785	727	789	759	3,729	1,894	1,835	738	707	628	593	528	535
398	363	406	369	1,988	1,007	981	379	389	333	326	295	266
1,764	1,766	1,916	1,877	9,950	5,006	4,944	1,916	1,786	1,590	1,604	1,500	1,554
1,195	1,139	1,223	1,198	6,515	3,197	3,318	1,142	1,195	1,042	1,107	1,013	1,016
2,187	2,133	2,366	2,152	11,906	6,061	5,845	2,224	2,177	1,883	1,859	1,954	1,809
1,757	1,720	1,867	1,730	10,370	5,259	5,111	1,981	1,885	1,657	1,654	1,621	1,572
1,747	1,699	1,793	1,786	9,580	4,860	4,720	1,901	1,821	1,555	1,561	1,404	1,338
1,473	1,369	1,513	1,421	8,001	4,030	3,971	1,487	1,450	1,316	1,292	1,227	1,229
895	901	977	944	5,061	2,551	2,510	917	864	887	860	747	786
1,590	1,614	1,654	1,610	8,657	4,346	4,311	1,660	1,596	1,338	1,396	1,348	1,319
1,569	1,537	1,546	1,500	8,486	4,339	4,147	1,633	1,539	1,380	1,336	1,326	1,272
1,213	1,045	1,203	1,166	6,413	3,204	3,209	1,076	1,067	1,056	1,066	1,072	1,076
1,941	1,790	1,969	2,089	10,601	5,375	5,226	1,984	1,934	1,753	1,740	1,638	1,552
1,548	1,517	1,609	1,571	8,843	4,421	4,422	1,651	1,654	1,405	1,443	1,365	1,325
1,504	1,457	1,537	1,508	8,497	4,222	4,275	1,567	1,658	1,416	1,393	1,239	1,224
762	773	800	811	4,029	2,042	1,987	739	722	657	659	646	606
8	8	13	7	29	16	13	7	5	3	5	6	3
1	—	1	—	3	1	2	1	—	—	2	—	—
7	8	12	7	26	15	11	6	5	3	3	6	3
9	14	10	9	56	33	23	24	7	4	7	5	9
1	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
8	14	10	9	56	33	23	24	7	4	7	5	9
4	3	6	3	31	21	10	7	1	4	8	10	1
3	2	—	1	16	8	8	3	1	—	7	5	—
1	1	6	2	15	13	2	4	—	4	1	5	1
12	19	14	10	56	28	28	13	15	5	5	10	8
1	3	—	—	5	4	1	1	—	2	1	1	—
11	16	14	10	51	24	27	12	15	3	4	9	8

昭和29年1月1日

労働省大臣官房労働統計調査部
茨城 県

……調査の説明……

1、調査の目的

この調査は統計法に基く指定統計であつて、給与及る雇用について毎月その変動を調査するのが目的である。

2、調査の対象及び抽出方法

この調査の対象は鉱業、建設業、製造業、金融及び保険業、運輸通信及びその他の公益事業、不動産業において常時30人以上の常用労働者を雇用する民営、官営及び公営の全事業所とし、その中から定めた抽出割合によつて抽出せられた186事業所、労働者約44,000人について調査を行なつてゐる。

3、産業分類 「日本標準産業分類」による。

4、調査の方法 労働省大臣官房労働統計調査部が主管し茨城県総務部調査課が調査を行なつてゐる。

5、結果算定の方法

事業所よりの毎月の報告を集計して規模別に労働者数1人平均月間給与、出勤日数及び実労働時間数を算定する。これら規模別の現金給与、出勤日数及び実労働時間数の平均値は現金給与総額、延出勤日数及び総実労働時間数を前月末人員と本月末人員の和半でもつて除した数値である。全規模に対するこれら平均値は調査事業所の報告数字からそのまま算定されず、母集団に引直され30人以上の規模の全事業所に対応するものとして推計された数値である。

6、調査事項定義

1 現金給与額

現金給与額とは所得税、貯金、組合費、購買代金等を差引かない以前の総額である。

(1) 「きまつて支給する給与」とは労働者の行なつた労働に対し、或は労働者の状態に従つて労働契約、団体協約、或は事業所の給与規則等によつて予め定められ

ている支給条件、算定方法によつて支給される給与のことである。

(2) 「特別に支払れた給与」とは調査期間中に一時的又は突発的理由に基いて予め定められた契約や規則等によらないで、労働者に現実に支払れた給与、又は新しい協約によつて過去に遡つて算定された給与の追給額がこの期間中に現実に支払われた場合の金額のことである。又年末手当や結婚手当等支給条件、支給額が労働協約等によつて予め確定していても非常に稀に支給されたり、支給事由の発生が不確定なものは「特別に支払れた給与」に含める。

(3) 「現金給与額」とは「きまつて支給する給与」と「特別に支払れた給与」の合計額である。

2 出勤日数

調査期間中に労働者が実際に労働した時間数のことである。有給であつても事業所に出勤しない日は出勤日にはならないが、午前0時から午後12時までの間で1時間でも就業すれば出勤日となる。

3 実労働時間数

調査期間中に労働者が実際に労働した時間数のことである。休憩時間は給与が支給されると否とに拘らず除かれるが鉱業の坑内夫の休憩時間及び運輸関係労働者の手持時間は含める。本来の職務外として行われる当宿直の時間は含めない。

4 常用労働者

(1) 「常用労働者」とは「生産労働者」「管理、事務及び技術労働者」の双方を含めた常用の雇用労働者のことである。

(2) 「生産労働者」とは生産物の生産される現場(補助部門を含む)において、生産業務、生産工程に関する記録業務及び上記業務と密接な関連ある業務に従事する

労働者のことである。「管理、事務及び技術労働者」に該当する業務に従事する事務員、技術員及び作業に従事しない職長、組長等の監督的労働者は除かれる。

(3) 「管理、事務及び技術労働者」とは生産労働者以外の常用労働者をいい、管理、経理、営業、人事、福利、厚生、研究等の部門に働く労働者（単純作業に従事する者も含む）のことである。重役や理事者であつても事務職員を兼ねて一定の職務に従事し一般職員と同じ給

与規則によつて給与をうける者は含める。

5 臨時及び日雇労働者

「臨時及び日雇労働者」とは一カ月において30日以内の期間を定めて雇用されるもの及び日々雇用される者のことである。但し、前2カ月の各月において18日以上、またわ前6カ月に於いて通算して60日以上同一事業主に雇用された臨時及び日雇労働者は、常用労働者としてこの範囲から除く。

— 結果の概況 —

1. 平均賃金の推移

11月分の1人当り現金給与総額は

全産業 14,455円 対前月比 1.6%増

製造業 14,701円 対前月比 4.0%増

となつており産業総数においては前月に比し僅かに1.6%と増加している。これは製造業中、電気機械器具製造業、化学工業、煙草製造業関係の「特別に支払われた給与」の増即ちベースアップによる新給与の臨時支給と超過勤務の支給があつたためである。

その他の産業においては前月とほぼ保合の状態でこれといった変動はみられない

2. 平均総実労働時間数及び出勤日数

全産業における1人当りの平均労働時間数は195.4時間で前月に比し3.9時間、出勤日数では23.7日で前月に比し

0.5日の減少となつている。

これは前月に比し「所定内労働時間数」が鉱山、重工業関係の賃上げ闘争によつて操業日数が減じたためである。

3. 雇用の傾向と労働異動

本月末推計労働者数は52,514人（男42,433人、女10,081人）で前月に比し407人の増加をみている。

次に労働者の入職、離職率を示すと

入職率	全製業	2.1% (1,093人)
	製造業	2.8% (712人)
離職率	全産業	1.3% (686人)
	製造業	1.6% (395人)

となり差異変動は少なく他の産業においても大きな動きをみせていない。

第1表 産業別性別給与別常用労働者の一人平均月間現金給与額及産業別臨時及び日雇労働者の一人平均賃金額

産業種別	臨時及び日雇労働者の一人一日平均賃金額	きまつて支給する給与			特別に支払れた給与			現金給与額		
		男子	女子	総数	男子	女子	総数	男子	女子	総数
総数	294	15,849	6,848	14,121	376	154	334	16,225	7,002	14,455
D 鉱業	332	14,318	5,404	13,471	0	0	0	14,318	5,404	13,471
F 製造業	298	17,005	6,399	14,192	639	150	509	17,644	6,549	14,701
20 食料品製造業	263	15,205	4,903	12,435	0	0	0	15,205	4,903	12,435
22 紡織業	262	11,269	4,761	5,679	0	0	0	11,269	4,761	5,679
35 機械製造業	241	13,866	6,281	13,234	0	0	0	13,866	6,281	13,234
36 電気機械器具製造業	341	19,562	7,981	17,479	1,074	404	953	20,636	8,385	18,432
38 医療機械光学機械製造業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
G 卸売及小売業	250	13,606	6,664	12,534	229	119	212	13,835	6,783	12,746
H 金融及保険業	0	18,494	9,155	15,898	390	32	290	18,884	9,187	16,188
J 運輸通信業及その他の公益事業	247	15,258	9,012	14,492	261	281	263	15,519	9,293	14,755

第2表 産業別給与別管理事務及技術労働者の一人平均月間現金給与額

種 業 別	きまつて支給する給与			特別払れに支た給与			現金給与額		
	男子	女子	総数	子	女子	総数	男子	女子	総数
D 鉱業	円 15,832	円 6,374	円 14,249	円 0	円 0	円 0	円 15,832	円 6,374	円 14,249
F 製造業	23,230	8,220	20,068	1,048	371	906	24,278	8,591	20,974
20 食料品製造業	18,990	7,280	16,514	0	0	0	18,990	7,280	16,514
22 紡織業	14,189	6,594	11,259	0	0	0	14,189	6,594	11,259
35 機械製造業	17,273	6,105	14,964	0	0	0	17,273	6,105	14,964
36 電気機械器具製造業	26,203	9,163	23,112	1,551	669	1,391	27,754	9,832	24,503
38 医療機械光学機械製造業	—	—	—	—	—	—	—	—	—

第3表 産業別性別給与別生産労働者の一人平均月間現金給与額

種 業 別	きまつて支給する給与			特別に支払れた給与			現金給与額		
	子	女子	総数	子	女子	総数	男子	女子	総数
D 鉱業	円 14,077	円 5,059	円 13,335	円 0	円 0	円 0	円 14,077	円 5,059	円 13,335
坑内	15,394	0	13,394	0	0	0	15,394	0	15,394
坑外	10,777	5,059	9,410	0	0	0	10,777	5,059	9,410
F 製造業	14,006	5,822	11,642	442	80	337	14,448	5,902	11,979
20 食料品製造業	13,432	4,183	10,723	0	0	0	13,432	4,183	10,723
22 紡織業	8,415	4,663	4,964	0	0	0	8,415	4,663	4,964
35 機械製造業	12,859	6,614	12,616	0	0	0	12,859	6,614	12,616
36 電気機械器具製造業	15,205	7,192	13,773	760	227	665	15,965	7,419	14,436

第4表 産業別性別時間別、常用労働者の一人平均月間実労働時間数及産業別性別常用労働者の一人平均月間出勤日数

種 業 別	所定内労働時間数			所定外労働時間数			総実労働時間数			出勤日数		
	子	女子	総数	子	女子	総数	子	女子	総数	子	女子	総数
総数	時 176.7	時 179.2	時 177.2	時 20.8	時 7.3	時 18.2	時 197.5	時 186.5	時 195.4	日 23.7	日 23.6	日 23.7
鉱業	170.1	165.6	169.6	19.8	7.5	18.6	189.9	173.1	188.2	23.4	22.8	23.4
F 製造業	178.0	182.2	179.1	28.2	7.2	22.6	206.2	189.4	201.7	24.0	23.7	23.9
20 食料品製造業	190.4	193.8	191.3	38.1	6.8	29.7	228.5	200.6	221.0	26.1	25.0	25.8
22 紡織業	192.2	190.7	190.9	10.5	5.4	6.1	202.7	196.1	197.0	24.1	23.9	23.9
35 機械製造業	194.7	191.5	194.4	29.1	3.6	27.0	223.8	195.1	221.4	24.8	24.2	24.8
36 電気機械器具製造業	178.1	177.5	178.0	31.1	11.4	27.6	209.2	188.9	205.6	24.2	23.8	24.1
G 卸売及小売業	175.5	181.5	176.2	9.2	9.0	9.2	184.7	190.5	185.7	24.1	24.2	24.1
H 金融及保険業	156.8	151.1	155.2	4.6	4.8	4.6	161.4	155.9	159.8	22.6	22.2	22.5
J 運輸通信業及その他の公益事業	181.1	179.4	180.9	12.7	7.9	12.1	193.8	187.3	193.0	23.5	23.7	23.6

第5表 産業別性別時間別管理事務及び技術労働者の一人平均月間実労働時間数及び
産業別性別管理事務及び技術労働者の一人平均月間出勤日数

産 業 種 別	所定内労働時間数			所定外労働時間数			総実労働時間数			出 勤 日 数		
	男子	女子	総数	男子	女子	総数	男子	女子	総数	男子	女子	総数
D 飲 業	時 179.8	時 163.2	時 177.0	時 16.7	時 4.0	時 14.6	時 196.5	時 167.2	時 191.6	日 25.3	日 22.9	日 24.9
F 製 造 業	191.0	176.6	187.9	25.8	10.2	22.5	216.8	186.8	210.4	25.9	23.5	25.4
20 食 料 品 製 造 業	201.7	199.3	201.2	29.1	10.3	25.1	230.8	209.5	226.3	27.1	26.1	26.9
22 紡 織 業	196.7	195.7	196.3	10.6	6.4	9.0	207.3	202.1	205.3	24.6	24.4	24.5
35 機 械 製 造 業	199.3	188.7	197.1	22.1	3.8	8.4	221.4	192.5	215.5	25.2	24.0	24.9
36 電 気 機 械 器 具 製 造 業	196.9	176.9	193.3	32.0	13.1	8.61	228.9	190.0	221.9	26.9	23.7	26.3
38 医 療 機 械 光 学 機 械 製 造 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

第6表 産業別性別時間別生産労働者の一人平均月間実労働時間数及び
産業別性別生産労働者の一人平均月間出勤日数

産 業 種 別	所定内労働時間数			所定外労働時間数			総実労働時間数			出 勤 日 数		
	男子	女子	総数	男子	女子	総数	男子	女子	総数	男子	女子	総数
D 飲 業	時 168.5	時 166.4	時 168.4	時 20.3	時 8.7	時 19.3	時 188.8	時 175.2	時 187.7	日 23.1	日 22.7	日 23.1
坑 内	168.5	—	168.5	14.9	—	14.9	183.4	—	183.4	22.7	—	22.7
坑 外	168.7	166.4	168.1	33.6	8.7	27.6	202.3	175.2	195.7	24.2	22.7	23.8
F 製 造 業	171.7	184.0	175.2	29.3	6.2	22.6	201.0	190.2	197.8	23.1	23.8	23.3
20 食 料 品 製 造 業	185.1	142.9	141.7	42.3	5.8	31.6	227.4	198.0	218.8	25.6	24.7	25.3
22 紡 織 業	187.8	190.5	190.3	10.4	5.4	5.8	198.2	195.9	196.1	23.6	23.8	23.8
35 機 械 製 造 業	193.4	196.9	193.5	31.1	3.3	30.0	224.5	200.2	223.5	24.7	24.8	24.7
36 電 気 機 械 器 具 製 造 業	165.8	177.9	168.0	30.5	10.3	26.9	196.3	188.2	194.9	22.4	23.8	22.7
38 医 療 機 械 光 学 機 械 製 造 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

第7表 産業別性別常用労働者の月末及減少増加推計労働者及び産業別
臨時及び日雇労働者の月間推計延人員

産 業 種 別	前月末労働者数			本月中の減少労働者数			本月中の増加労働者数			本月末労働者数			臨時及び日雇労働者の月間推計延人員
	子	総子	総数	子	女子	総数	子	女子	総数	子	女子	総数	
総 数	人 42,029	人 10,078	人 52,107	人 397	人 289	人 686	人 801	人 292	人 1,093	人 42,433	人 10,081	人 52,514	人 85,162
D 飲 業	8,782	945	9,727	166	34	200	255	19	274	8,871	930	9,801	14,753
F 製 造 業	18,654	6,825	25,479	159	236	395	460	252	712	18,955	6,841	25,796	53,905
20 食 料 品 製 造 業	730	273	1,003	18	6	24	25	4	29	737	271	1,008	14,036
22 紡 織 業	348	2,228	2,576	7	135	142	7	27	34	348	2,120	2,468	220
35 機 械 製 造 業	1,824	166	1,990	30	0	30	57	2	59	1,851	168	2,019	4,822
36 電 気 機 械 器 具 製 造 業	9,362	2,065	11,427	41	18	59	124	23	147	9,445	2,070	11,515	26,292
38 医 療 機 械 光 学 機 械 製 造 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
G 卸 売 及 小 売 業	1,438	722	1,710	0	7	7	18	1	19	1,456	266	1,722	4,461
H 金 融 及 保 險 業	840	333	1,173	9	10	19	8	0	8	839	323	1,162	0
J 運 輸 通 信 及 び そ の 他 の 公 益 事 業	12,315	1,703	14,018	63	2	65	60	20	80	12,312	1,721	14,033	12,043

第8表 産業別性別管理事務及び減少増加推計労働者数

産業別	前月末労働者数			本月中の減少労働者数			本月中の増加労働者数			本月末労働者数		
	男子	女子	総数	男子	女子	総数	男子	女子	総数	男子	女子	総数
D 鉱業	1,211	244	1,455	4	2	6	7	2	9	1,214	244	1,458
F 製造業	6,068	1,650	7,718	26	27	53	120	22	142	6,162	1,645	7,807
20 食料品製造業	219	63	282	3	3	6	19	3	22	235	63	298
22 紡織業	173	109	280	0	3	3	1	2	3	172	108	280
35 機械製造業	415	109	524	4	0	4	11	1	12	422	110	532
36 電気機械器具製造業	3,678	829	4,507	12	5	17	75	5	80	3,741	829	4,570
38 医療機械光学機械製造業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

第9表 産業別性別生産労働者の月末及減少増加推計労働者数

産業別	前月末労働者数			本月中の減少労働者数			本月中の増加労働者数			本月末労働者数		
	男子	女子	総数	男子	女子	総数	男子	女子	総数	男子	女子	総数
D 鉱業	7,571	701	8,272	162	32	194	248	17	265	7,657	686	8,343
坑内	5,374	—	5,374	110	—	110	209	—	209	5,473	—	5,473
坑外	2,197	701	2,898	52	32	84	39	17	56	2,184	686	2,870
F 製造業	12,586	5,175	17,761	133	209	342	340	230	570	12,793	5,196	17,989
20 食料品製造業	511	210	721	15	3	18	6	1	7	502	208	710
22 紡織業	177	2,119	2,296	7	132	139	6	25	31	176	2,012	2,188
35 機械製造業	1,409	57	1,466	26	0	26	46	1	47	1,429	58	1,487
36 電気機械器具製造業	5,684	1,236	6,920	29	13	42	49	18	67	5,704	1,241	6,945
38 医療機械光学機械製造業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

第10表 労働者別性別建設業常用労働者一人平均月間現金給与額実労働時間数出勤日数並びに月末及び減少増加推計労働者並びに臨時及日雇労働者の一人一日平均賃金及月間推計延人員

労働者別	きまつて支給する給	特別支給された給与	現金給与総額	所定内労働時間数	所定外労働時間数	総実労働時間数	出勤日数	前月末労働者数	本月中の減少労働者数	本月中の増加労働者数	本月末労働者数	一人一日平均賃金		月間推計延人員	
												円	円	円	時
全常用労働者	9,262	607	9,869	174.1	5.3	179.4	21.8	2,583	89	293	2,787	—	—	—	—
男子	4,419	351	4,770	179.1	0.3	179.4	22.5	316	41	19	294	—	—	—	—
女子	8,800	582	9,382	174.5	4.9	179.4	21.9	2,899	130	312	3,081	—	—	—	—
管理事務及技術労働者	11,500	1,113	12,613	195.9	6.4	202.3	24.6	909	4	20	925	—	—	—	—
男子	5,404	351	5,755	192.8	0.2	193.0	24.3	151	5	3	149	—	—	—	—
女子	10,654	1,055	11,709	195.5	5.6	201.1	24.5	1,060	9	23	1,074	—	—	—	—
常用作業員	8,151	329	8,480	163.2	4.8	168.0	20.5	1,674	85	273	1,862	—	—	—	—
男子	3,407	0	3,407	165.1	0.4	165.5	20.7	165	36	16	145	—	—	—	—
女子	7,808	329	8,137	163.4	4.5	167.9	20.5	1,839	121	289	2,007	—	—	—	—
臨時及日雇労働者	一人一日平均賃金			—			—			月間推計延人員			9,729人		
	225円			—			—			—			—		

(2) 生産状況 (続)

部門別	品目別	単位	生産高			引渡高			月度末在庫高		
			当年度	前月100対	前年同月100対	当年度	前月100対	前年同月100対	当年度	前月100対	前年同月100対
織物	織物計	平方碼	257,009	101	138	243,720	94	126	148,825	113	91
	綿織物	〃	98,436	91	85	94,957	84	76	91,409	104	105
	絹織物	〃	27,305	178	233	25,380	378	271	24,543	132	274
	絹紡織物	〃	10,244	102	67	11,938	115	92	8,495	84	58
	和紡織物	〃	71,176	92	250	66,697	83	208	14,340	145	33
	スフ織物	〃	6,634	50	—	4,571	34	—	2,591	491	—
	合成繊維織物	〃	43,148	135	273	40,111	114	316	7,447	169	113
	人絹織物	〃	66	—	—	66	—	—	—	—	—
製品	メリヤス生地	封度	1,282	31	36	2,911	78	70	3,139	66	104
	製品計	打	6,248	94	94	5,590	67	89	3,625	122	100
	肌着	〃	433	82	51	354	55	45	506	119	298
	外衣	〃	—	—	—	10	91	24	3	23	7
	手袋	〃	3,252	97	87	2,762	55	95	1,311	160	81
	靴下	〃	2,563	92	125	2,464	93	106	1,805	106	101
	雑織維製品計	封度	2,871	113	89	5,739	44	73	5,192	127	84
	漁網	〃	1,971	102	81	4,635	37	112	3,026	111	78
	漁具糸	〃	900	145	113	1,104	204	30	2,166	158	93
	縫製品計	着	1,679	58	198	1,100	35	137	1,528	161	262
	作業服	〃	3,930	239	2,136	3,924	204	4,671	520	99	325
	制服	〃	1,487	121	77	1,487	121	77	—	—	—
乳児及子供服	〃	411	16	150	502	20	161	663	88	333	
既成服	〃	2,008	80	91	1,737	60	78	837	148	220	
中衣	点	8,651	80	207	10,885	89	358	7,716	78	127	
肌衣	〃	222	63	—	232	57	—	742	99	—	
その他	製計	封度	140,669	88	104	134,547	87	94	33,587	122	195
	中入綿	〃	37,112	102	125	36,986	105	119	17,859	101	794
	蒲団綿	〃	103,557	84	98	97,561	81	86	15,728	162	105

註 縫製品中、校服、作業服、制服、乳児及子供服、既成服において上衣または下衣だけのものは2点をもつて1着に換算した。

(3) 生産の分析

業種別	単位	1工場当り生産高		1労働者当り生産高		業種別	単位	1工場当り生産高		1労働者当り生産高	
		当月	前年同月	当月	前年同月			当月	前年同月	当月	前年同月
和紡績工場	封度	8,021	3,108	440	169	雑織維製品工場	封度	718	644	160	111
綿織物工場	平方碼	7,315	7,218	566	604	服類	着	732	453	19	11
絹織物工場	〃	129	138	47	53	縫製品工場	点	683	357	18	8
メリヤス製品工場	打	781	513	43	45	その他製綿工場	封度	35,167	45,224	1,256	1,717

昭和29年1月度分

雜 貨 部 門

玩具、革靴、陶磁器は5人以上の事業所、漆器、金属洋食器、赤煉瓦は全事業所

対 象 工 場 数

業 種	玩 具	革 靴	漆 器	金属洋食器	陶 磁 器	赤 煉 瓦	
対 操 休	象 業 止	3 3 —	4 4 —	13 11 2	1 1 —	25 21 4	5 3 2

生 産 及 び 出 荷 状 況 (前月対比は前月を100とする)

業 種	区 分 製 品 名	単 位	生 産 数 量			出 荷 数 量					
			数 量	前月 対比	金 額 円	国 内			輸 出		
						数 量	前月 対比	金 額 円	数 量	前月 対比	金 額 円
玩 具	金 属 製 玩 具	個	31,364	51	2,404,974	6,094	68	464,480	25,270	48	1,940,494
	プ ラ ス チ ャ ッ ク 製 玩 具	〃	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	セ ル ロ イ ド 製 玩 具	〃	—	—	—	—	—	—	—	—	—
革 靴	男 子 総 革 製 靴	足	92	67	—	86	56	278,000	—	—	—
	婦 人 総 革 製 靴	〃	72	57	—	87	58	89,000	—	—	—
	そ の 他 (学 生 学 童)	〃	—	—	—	—	—	—	—	—	—
漆 (木 器)	容 器 類	個	742	124	150,070	742	131	150,070	—	—	—
	卓 子 盆 他	〃	899	98	423,290	905	100	424,090	—	—	—
	そ の 他	〃	2	—	2,200	2	—	2,200	—	—	—
金 洋 属 器	ス フ ナ	打	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	プ オ	〃	x	—	x	x	—	x	x	—	x
	イ	〃	x	—	x	x	—	x	x	—	x
陶 磁 器	電 気 用 品	珪	32,127	85	—	32,127	85	10,167,000	—	—	—
	特 別 高 圧 碍 子	〃	1,098	99	—	1,098	99	1,201,000	—	—	—
	高 圧 碍 子 他	〃	34,625	217	—	34,625	217	12,528,000	—	—	—
器	厨 房 用 品 (そ の 他)	〃	129,673	137	—	132,946	118	1,307,500	—	—	—
	衛 生 用 品 (そ の 他)	〃	45,644	80	—	49,644	92	500,590	—	—	—
赤	煉	瓦	屯	175	64	—	185	106	370,000	—	—

昭和29年1月度分

機 械 鑄 物 部 門

製 品 名	生 産		出 荷		自 己 消 費	月 末 在 庫
	重 量 kg	金 額 (千 円)	重 量 kg	金 額 (千 円)	重 量 kg	重 量 kg
鉄 鑄 物	133,523	7,448	117,609	6,594	12,816	18,578
01 産 業 機 械 器 具 用	84,899	4,754	73,731	4,181	8,280	10,268
02 織 維 機 械 器 具 用	—	—	—	—	—	—
03 鉄 道 及 車 輛 用	13,049	709	13,049	709	—	—
04 電 気 及 通 信 機 器 用	14,194	852	14,194	852	—	—
05 農 水 産 機 器 用	—	—	—	—	—	—
06 港 湾 及 船 舶 機 器 用	—	—	—	—	—	—
07 雑 機 械 器 具 用	2,009	142	2,009	142	—	—
08 日 用 品	15,557	863	14,173	676	2,174	8,310
09 鑄 型 及 鑄 型 定 盤	2,362	94	—	—	2,362	—
10 〃	—	—	—	—	—	—
11 其 の 他	453	34	453	34	—	—

製 品 名	工 場 数		月間生産高	月間出荷高	月末在庫高	資材名	消 費kg	月末在庫kg
	対象	操業	前月100対比	前月100対比	前月100対比	鉄 鉄	59,498	82,906
銑 鉄 鑄 物	10	9	91	89	120	故 銑 鋼 層	93,849 1,265	66,099 475

索引 番号	調査項目 製品名 用途別	生 産					
		青 銅 鑄 物		黄 銅 鑄 物		其 の 他	
		重 量 kg	金 額 (千円)	重 量 kg	金 額 (千円)	重 量 kg	金 額 (千円)
	銅 合 金 鑄 物	11,625	4,205	4,361	1,366	50	15
01	産業機械器具用	839	332	700	210	50	15
02	電気及通信機器用	3,620	1,461	—	—	—	—
03	鉄道及車輛用	1,466	575	300	90	—	—
04	港湾及船舶機器用	—	—	—	—	—	—
05	軸受メタル	1,302	448	70	21	—	—
06	管継手	710	213	—	—	—	—
07	バルブコック	3,527	1,125	—	—	—	—
08	建 築 用 品	—	—	2,861	916	—	—
09	其 の 他	—	—	—	—	—	—
10	其 の 他	161	51	430	129	—	—

製 品 名	工 場 数		月 間 生 産 高		
	対 象	操 業	重 量 kg	前 月 100対比	金 額 (千円)
銅 合 金 鑄 物	7	6	16,036	73	5,586

※ 本表の工場数は右の定義に基いたものである。銑鉄鑄物については従業員10名以上、銅合金鑄物については従業員5名以上を有する工場が調査対象となっている。

人 事

地方事務所調査課長の異動

◎ 多賀地方事務所

調査課長 小 山 政 男
調査課長を解く。
経済課長 吉 田 一
調査課長を命ずる。

◎ 猿島地方事務所

調査課長 大 森 進
総務課長を命ずる。
茨城県技術吏員
齋 藤 政 一
調査課長を命ずる。

(以上 十二月二十八日)

統計主任の動き

◎ 東茨城郡伊勢畑村

(新) 統計主任 渡 辺 亘
(旧) “ 滝 田 十 九

(昭和 29.2.2)

資料

近 着 書 目 録

(昭和28年7月1日～7月15日)

図 書 名	年月別	作 成 者 名	図 書 名	年月別	作 成 者 名
人口推計月報	4月	総理府統計局	毎月勤労統計調査結果表 (地方調査)	2月	労働省労働統計調査部
金融経済	NO.20	金融経済研究所	" "	3月	" "
山口県統計月報	6月	山口県統計課	" (全国調査)	3月	" "
商業統計表	昭27年	埼玉県 "	" "	4月	" "
工作機械設備等統計調査 連報	" 28年 5月刊	通産省機械統計課	農村物価賃金調査速報	6月15 現在	農林省茨城統計調査 事務所
富山県々民所得統計報告	" 26年	富山県統計課	日本標準産業分類 第1巻	昭28年 3月刊	行政管理庁
通産統計月報	6月	通産省調査統計部	統計時報	NO.42	愛知県統計課
非鉄金属製品統計月報	4月	" "	毎勤地方調査結果速報	4月	奈良県調査課
小売物価統計調査報告	"	総理府統計局	" "	1月	北海道統計課
毎勤地方調査結果速報	"	秋田県統計課	" "	3月	徳島県 "
" "	"	兵庫県企画統計課	統計長崎	4月	長崎県 "
群馬県概要	27年度	群馬県統計課	宮城県漁業経営体経営調 査結果	25年度 昭25.9.	宮城県調査課
群馬県統計書	1編 26年度	" "	漁家経済記帖調査結果の 報告	26年8	" "
" "	2月	" "	統計から見た農業経営の 実態	26年度	" "
" "	3月	" "	県民所得調査報告書	"	兵庫県企画統計課
" "	4月	" "	国民所得と国民勘定 国民所得資料月報	第19号	経済審議庁国民所得 課
東京通産情報	NO.43	東京通産情報社	" "	6月	" "
統計月報	7月	埼玉県統計協会	茨城農林統計	4月	" "
機械統計速報	5月	通産省調査統計部	統計徳島	6月	茨城農林統計協会
鉄鋼統計月報	4月	" "	神奈川県統計書	7月	徳島県統計協会
化学工業製品統計月報	"	" "	国勢調査報告 (宮城県)	昭25.2 6年	神奈川県統計調査課
毎勤地方調査結果速報	1,2,3月	富山県統計課	" (山形県)	" 25年	総理府統計局
" "	4月	岐阜県 "	" (山形県)	"	" "
" "	"	静岡県 "	" (埼玉県)	"	" "
" "	"	栃木県 "	" (愛知県)	"	" "
市場価格調査半月報	6月上 旬	調達庁調査課	" (大阪府)	"	" "
東京郵政統計月報	27.1月	東京郵政局	" (島根県)	"	" "
統計情報	28.6月	行政管理庁統計基準 部	学校教育統計書	27年度	埼玉県統計課
気象旬報	7月上 旬	茨城県気象通報連絡 会	岐阜県統計月報	昭27年 5月	岐阜県 "
市場の調査と分析並にP R	6月	日本電報通信社	" "	" 9月	" "
消防年報	昭27年	茨城県消防課	毎勤地方調査結果速報	" 28年 4月	長野県 "
職業別賃金調査結果報告	27.8月	労働省労働統計調査 部	" "	2月	北海道 "
専売統計月報	28.4月	日本専売公社水戸地 方局	" "	4.5月	岡山県 "
" "	5月	" "	長野県広報	6月	長野県文書広報課
教育調査	NO.1	全国教育調査研究協 会茨城支部	福島県勢要覧	27年版	福島県統計課
みやぎ統計	7月	宮城県調査課	茨城労働年鑑	昭28年	茨城県労働統計主任 連絡協議会
統計鹿兒島	6月	鹿兒島県調査統計課	文部統計速報	7月	文部省調査局統計課
気象旬報	7月中 旬	茨城県気象通報連絡 会	東京郵政統計月報	"	東京郵政局
東鉄統計情報	NO.19	東鉄統計委員会	統計年鑑	昭27年	大分県企画調査課
交 流	7月	山梨県統計協会	百貨店販売統計月報	昭28年 5月	通産省調査統計部
昭和28年産夏作収穫高調 査概要調	"	農林省茨城統計調査 事務所	コークス統計月報	"	" "
統計長崎	4月	長崎県統計課	石炭需給統計月報	"	" "
統計コーチ	NO.32	高知県 "	経済統計月報	6月	日本銀行統計局